

BANKING/STRUCTURED FINANCE BULLETIN

2020年5月号

新型コロナウイルス感染症と融資実務における留意点

I. はじめに

II. 新規融資・追加融資における留意点

III. 既存融資対応における留意点

森・濱田松本法律事務所

弁護士 末廣 裕亮

TEL. 03 6266 8570

yusuke.suehiro@mhm-global.com

I. はじめに

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の拡大は多くの事業者に影響を与え、緊急事態宣言の延期が決定されるなど、先行きの不透明感が高まっています。融資実務に関しても、新たな与信・既存の案件対応いづれについても様々な影響をもたらしており、この難局を乗り切るための対応が模索されています。

本稿では、新型コロナウイルス感染症の拡大が融資取引に与える影響について、実務上留意すべき点をまとめています。本稿が皆様の業務のお役に立つとともに、一刻も早く感染が収まり、事業活動や金融取引が正常化することを祈念しております。

II. 新規融資・追加融資における留意点

2020年4月7日に一部都府県で開始した緊急事態宣言は4月16日に全国に拡大し、5月4日にはその延期が決定されました。引き続き多くの事業者が事業活動の縮小や休止を余儀なくされ、資金繰りに不安を抱える事業者も少なくありません。他方で、5月の連休明け以降、特定警戒都道府県に該当しない県を中心に、緊急事態宣言の解除や休業要請の緩和・解除に向けた動きもあり、経済活動の再開が本格的に論じられ始めています。このような背景の下、手元流動性（運転資金）確保のための融資枠（コミットメントライン、当座貸越枠等）の設定や、制度融資等の公的な支援制度利用までのつなぎ融資など、新規・追加の融資が検討される機会も増加することが予想されます¹。

1. 融資契約のポイント

過去に経験のない状況の中、新たな融資契約の締結や、追加融資枠の設定・拡大に伴う既存融資契約の変更を検討するに際しては、通常の融資取引の枠組みを所与のものとし、視点も必要となります。

¹ 2020年4月7日に公表された金融庁の『新型コロナウイルス感染症緊急経済対策』を踏まえた資金繰り支援について（要請）」（以下「金融庁要請（4月7日）」）といたします。）では、新規融資の積極的な実施等の対応を行うこと等が求められ、その後も、日本政策金融公庫等との連携強化（4月21日）、地方公共団体の制度融資を活用した実質無利子・無担保の融資制度促進（4月27日）、家賃の支払いに係る事業者等の資金繰りの支援（5月8日）などが要請されています。

BANKING/STRUCTURED FINANCE BULLETIN

新たな貸付を伴う契約書の策定に当たっては、貸付人が貸付義務を負担する条件である貸付実行前提条件をどのように定めるかが重要なポイントとなり、新型コロナウイルスの影響の取扱いが論点となり得ます。この点、通常の融資実務において、融資契約締結後の不測かつ著しい事情変更については、貸付不能事由の不存在や MAC 条項、後発事象の不存在などの条項（下記参照）により一定程度カバーすることが想定されていたところです。

【通常の融資取引における関連条項の例】

貸付不能事由	➤ 「①天災・戦争・テロ攻撃の勃発、②電気・通信・各種決済システムの不通・障害、③東京インターバンク市場において発生した円資金貸借取引を行い得ない事由、④その他貸付人の責によらない事由のうち、これにより貸付人の全部または一部による本貸付の実行が不可能となったと貸付人が判断するもの」 ²
MAC (Material Adverse Change) 条項	➤ 「借入人の資産、経営、財務状態または将来予想に重大な悪影響を及ぼす事象が存在しておらず、また、かかる事象が生じるおそれがないこと」（いわゆる Company MAC） ➤ 「貸付実行に重大な悪影響を与えると貸付人が判断する国内外の金融環境および市場環境に関する重大な変化が発生していないこと」（いわゆる Market MAC）
後発事象の不存在	➤ 「〇年〇月決算終了以降、当該決算期に係る借入人が作成した計算書類に示された借入人の事業、財産または財政状態を低下させ、借入人の本契約に基づく義務の履行に重大な影響を与える可能性がある重要な変更は発生していないこと」 ³ ※ 表明保証条項として定められることが一般的ですが、表明保証違反の不存在が貸付実行前提条件の一項目を構成します。

これら通常の融資取引で設けられる条項においては、感染症の拡大に個別には言及しないことが多く、新型コロナウイルスの拡大や緊急事態宣言に伴う借入人の事業縮小・貸付人の金融機能の低下に適用があり得るか、あり得るとしてどの程度影響を受けたら適用されるのか等については、個別の事情に応じた解釈を要することとなります。スピード感を重視して通常のフォーマットによるという方向性もあり得る一方、条項の文言上一定の手当てを検討したり、客観的な業績指標を用いた貸付実行前提条件を設けて対応する等、貸付人・借入人双方が納得のいくような規定を設けるように調整することも今後の対応として考えられるかもしれません。

² 日本ローン債権市場協会（以下「JSLA」といいます。）のコミットメントライン契約書（JSLA2019年版）（以下「JSLA CL 契約」といいます。）1条11項、同タームローン契約書（JSLA2019年版）（以下「JSLA TL 契約」といいます。）1条9項参照。

³ JSLA CL 契約 20条7号、JSLA TL 契約 16条7号参照。

BANKING/STRUCTURED FINANCE BULLETIN

2. 債権保全に関する留意点

債権保全に関しては、借入人の足元の業績や信用状態によっては通常の無担保融資（コーポレートローン）と同じ取扱いになることもあり得ますが、担保付融資として組成するケースが増えるかもしれません。その場合、担保価値の把握が容易な不動産等は既存借入のために担保提供されていることも多いと想定され、不動産以外の資産の担保提供について検討を要する場合もあり得るところです。

担保資産の候補としては、たとえば売掛金や在庫といった流動資産が考えられ、これは ABL（Asset Based Lending）と呼ばれる融資手法としても近時注目されているものです⁴。ABL は、貸付人がその担保評価やモニタリングを通じて借入人の商流を把握することで、借入人の経営実態をより深く知る契機にもなり得ます。もっとも、一般の企業向け融資において必ずしも日常的に採用されている手法ではないことから、貸付人・借入人いずれの立場からも、担保設定対象としていずれの資産をピックアップするか、具体的な担保設定・対抗要件具備方法やモニタリングの程度等について、担保物の性質を踏まえた検討を要する点に注意が必要となります。

【在庫担保・売掛金担保の設定方法、対抗要件具備方法】

	在庫担保（集合動産譲渡担保）	売掛金担保（集合債権譲渡担保）
設定方法	担保目的物の①種類、②所在場所、③量的範囲により担保物を特定 ⁵ ※ 倉庫等に日々搬入されるものについても、担保の効力が当然に及ぶ ※ 外形上判別可能な特定性を要し、他人物の混在等に注意が必要	「〇〇の売買取引に基づく売掛債権」といった形で担保物を特定 ※ 第三債務者（取引先）を特定する現在債権・将来債権のほか、第三債務者を特定しない将来債権も担保対象とすることが可能 ⁶
対抗要件	(1) 動産債権譲渡特例法 ⁷ の方法： ・ 動産譲渡登記 (2) 民法の方法： ・ 占有の移転（占有改定、指図による占有移転）	(1) 動産債権譲渡特例法の方法： ・ 債権譲渡登記（第三者対抗要件） ・ 第三債務者への登記事項証明書交付による通知（債務者対抗要件） (2) 民法の方法： ・ 第三債務者による承諾、第三債務者への通知（債務者対抗要件）

⁴ 担保評価額に連動して利用可能な貸付枠の金額が決まる、ポロイングベースと呼ばれる貸付形態もあります。

⁵ 最判昭和 54 年 2 月 15 日民集 33 卷 1 号 51 頁、最判昭和 62 年 11 月 10 日民集 41 卷 8 号 1559 頁等参照。

⁶ 2020 年 4 月 1 日施行の改正民法では、譲渡制限特約（債権の譲渡を禁止又は制限する特約）が付されている債権であっても、有効に譲渡担保権が設定できることとなりました（民法 466 条 2 項）。譲渡制限特約付債権の担保取引に伴う法律上及び実務上の論点については、末廣裕亮＝矢田悠「債権譲渡（譲渡制限特約）法制の改正－ABL 実務の観点から－」（金融法務事情 2024 号 18 頁以下）等をご参照ください。

⁷ 「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」

BANKING/STRUCTURED FINANCE BULLETIN

		・ 承諾・通知に確定日付を付す（第三者対抗要件）
--	--	--------------------------

3. 既存取引との関係

新規又は追加の融資取引に関しては、既存取引との関係についても注意が必要です。たとえば、他の金融機関による既存融資が無担保である一方で新規（追加）融資を担保付とする場合、金融機関の間の調整や公平性が検討事項になり得ます。他の金融機関との融資契約において、新規借入や担保提供を制限する旨の条項が入っていないか、それらの条項に抵触しないか等を確認する必要があります。また、新規又は追加の融資取引にクロスデフォルト条項が含まれる場合、他の金融機関の既存融資におけるデフォルトの発生又は懸念は、同条項への抵触を通じて貸付実行前提条件の不充足をもたらす可能性があります。

既に取引関係が存在する当事者間で新規（追加）融資を行う場合、既存の担保・保証により新規（追加）融資が保全されるかどうかにも注意すべき点と言えます。たとえば、担保権が根抵当権であり、被担保債権の範囲が「銀行取引」であれば、新たな融資取引は既存の根抵当権でカバーされますが、被担保債権の範囲が「〇年〇月〇日金銭消費貸借契約」というように限定される場合はカバーされません。保証についても、2020年4月1日施行の改正民法により個人（根）保証人の保護が強化されましたので、改正民法施行前に実施された融資でも、施行後に個人（根）保証人の保証債務が加重される場合には、改めて保証意思宣明公正証書作成の要否等の検討を要することになります⁸。

このように、既存取引との関係については、契約条項や法令の正確な理解を前提に、幅広い視点で検討を行う必要があります。

4. その他の実務上の留意事項

融資取引は、予め届け出た印鑑を捺印した各種書類の準備、貸付実行前提条件やコベナンツ（確約事項）として要求される各種書類の授受⁹、抵当権設定登記の申請手続、保証意思宣明公正証書の作成など、書類の準備や交付が前提となる場面が少なくありません。そのため、テレワーク中心の業務体制においては、必要書類が予定され

⁸ 条件変更と保証意思宣明公正証書の要否について、筒井健夫他『Q&A 改正債権法と保証実務』（きんざい、2019年）163～167頁。2020年4月1日施行の改正民法465条の6では、事業性借入を主債務とする（又は主債務の範囲に含む）個人（根）保証について、（根）保証契約の日前1ヶ月以内に公正証書にて保証意思を表示しない限り、原則として（根）保証契約の効力は無効とされています。この保証意思宣明公正証書の作成義務の例外として、主債務者が法人である場合の取締役や過半数議決権を有する株主等による個人（根）保証が定められており（民法465条の9）、登記事項証明書で取締役該当することを確認するなど、例外要件を確認するプロセスの履践も必要となります。

⁹ たとえば、JSLAの契約書雛形においては、借入人の印鑑証明書、履歴事項全部証明書、定款、署名印鑑届、借入を承認した取締役会議事録の原本証明付写し（又はこれに代わる確認書）等の提出が貸付実行前提条件として規定されています（JSLA CL 契約6条7号、JSLA TL 契約4条6号参照）。

BANKING/STRUCTURED FINANCE BULLETIN

たタイミングで揃わないおそれもあります（この懸念点は、とりわけ海外の当事者が関与するクロスボーダーの取引において顕著です）。

この点については、PDFによる書類提出等、オンラインによる代替策の可能性を検討するとともに、最終的に押印や紙の書類が必要なものについては事前の十分な準備が必要となります。融資契約のドキュメンテーション上も、代替書類や提出期限について柔軟性を持たせるなど、工夫することも考えられます。

Ⅲ. 既存融資対応における留意点

新型コロナウイルスの感染拡大による企業の事業活動の停滞は、既存の融資取引にも影響を及ぼします。資金繰りがひっ迫し元金支払いの直接的な懸念に対してどう対応すべきかという点はもちろんですが、近時は多様な形態の融資取引が見られるため、個別の契約内容に即したきめ細かな分析・検討も必要となります。

1. 契約条項の精査と実務上のポイント

融資契約においては取引の種類に応じて様々な契約条項が定められますが、元金金の返済条件以外に影響があり得る条項としては、財務コベナンツ、計算書類等の提出義務、事業内容の不変更に関する確約、事業停止や債権保全の必要性等に基づく期限の利益喪失事由（下記参照）等、様々なものが挙げられます。また、既存の融資枠（コミットメントライン、当座貸越枠等）との関係では、前述の貸付不能事由の不存在やMAC条項、後発事象の不存在等の条項も問題となり得ます。

計算書類の提出義務 （借入人の確約）	➤ 「計算書類を作成した場合は作成後速やかに、計算書類の写し及び財務コベナンツの遵守状況を確認することができる書面を貸付人に提出すること。計算書類を、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に照らして正確で、かつ、適法に作成し、法令等により当該計算書類について監査を受ける義務がある場合については、必要な監査を受けること。」 ¹⁰
事業の不変更 （借入人の確約）	➤ 「主たる事業内容を変更しないこと」 ¹¹
財務コベナンツ	➤ 「借入人は各年度の決算期及び中間期の末日における連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を〇〇円以上に維持することを確約する。」 ¹² ➤ 「借入人は各年度の決算期における連結の[当期/経常/営業]利益が赤字となる状態を生じさせないことを確約する。」

¹⁰ JSLA CL 契約 21 条 1 項 2 号、JSLA TL 契約 17 条 1 項 2 号参照。

¹¹ JSLA CL 契約 21 条 4 項 2 号、JSLA TL 契約 17 条 4 項 2 号参照。

¹² JSLA CL 契約 21 条 5 項、JSLA TL 契約 17 条 5 項参照。

BANKING/STRUCTURED FINANCE BULLETIN

事業の停止 (期限の利益喪失事由)	➢ 「事業を停止し、事業の停止・廃止を決定し、または所轄政府機関等から業務停止等の処分を受けたとき。」 ¹³
債権保全の必要性 (期限の利益喪失事由)	➢ 「前各号を除き、借入人の事業もしくは財産の状態が悪化し、または悪化するおそれがあり、債権保全のために必要が認められるとき。」 ¹⁴

感染症拡大の影響で決算業務や監査業務が困難になる、電気製品や自動車関連のメーカーがマスクや医療用機材を製造する、都道府県からの自粛要請や休業要請により事業の縮小・休止を余儀なくされる、といった昨今の状況は、その多くが融資契約締結時において想定されなかったものです。そのため、個別条項の抵触を議論するに当たっては、契約文言の表面的な内容だけでなく、借入人が置かれた個別の状況や当事者の合理的な意思の解釈等を踏まえた、柔軟な検討が必要な場合もあると考えられます¹⁵。

契約条項の検討に当たっては、言うまでもなく、どの契約条項がどのような結果をもたらすのか、という視点が重要です。たとえば、コベナンツ（確約事項）の違反は期限の利益喪失事由に該当するだけでなく、新たな貸付実行の前提条件不充足を構成し得ること¹⁶等にも注意しなければなりません。また、コベナンツ融資等の一定の種類の融資においては、財務コベナンツの抵触が利率の増加や追加担保提供義務のトリガーとなるため、それぞれの条項に応じた検討や対応が必要となります。

2. ウェーバー・条件変更に当たっての留意点

事態の長期化による先行きの不透明感や、債務者の資金繰り支援について迅速・柔軟な対応を求める金融庁の金融機関宛各要請¹⁷などを背景に、抜本的なリストラクチャリングや大幅な条件見直しではなく、まずは短期的なウェーバー（違反の宥恕）や条件変更の対応が模索されることも多いと考えられます¹⁸。こうしたウェーバー・条件変更の可否や内容については、合理的な範囲で、資金繰りに関する資料（複数のシ

¹³ JSLA CL 契約 22 条 2 項 8 号、JSLA TL 契約 18 条 2 項 8 号参照。

¹⁴ JSLA CL 契約 22 条 2 項 10 号、JSLA TL 契約 18 条 2 項 10 号参照。

¹⁵ 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の提出期限については、企業や監査法人が決算業務や監査業務のために十分な時間を確保できるよう、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正により、一律に本年 9 月末まで延長されています。このような点も一つの考慮要素になり得るところです。

¹⁶ 純粋な新規貸付実行と既存貸付の借換（ロールオーバー）では状況が異なるため、この点も留意する必要があります。

¹⁷ 金融庁要請（4 月 7 日）では、上述した新規融資の積極的な実施の他、既往債務の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うことや「貸出等の条件となっている財務制限条項（コベナンツ）に事業者が抵触している場合であっても、これを機械的・形式的に取り扱わないこと、具体的には、①事業者の経営実態をきめ細かく把握し、直ちに債務償還等を要求することのないよう対応すること、②コベナンツの変更・猶予に関する事業者からの相談には迅速かつ真摯に対応すること、③特に、シンジケートローンにおいては、関係金融機関が協力して一体的に対応すること」等が要請されています。

¹⁸ 一般の契約上の義務について、新型コロナウイルス感染症に由来する現在の状況に相当し、債務不履行責任を免れ得るかが、様々な文脈で論じられていますが、金銭債務については不可抗力を抗弁とすることができません（民法 419 条 3 項）。しかし、実務上は、こうした原則に関わらず、問題の深刻さ、拡がり、影響度等を考慮した柔軟な対応が要請されています。

BANKING/STRUCTURED FINANCE BULLETIN

ナリオに応じたキャッシュフロー予測など)のやり取り等¹⁹を通じた、当事者間の緊密なコミュニケーションに基づき議論されることが望ましいと言えます。

ウェーバーや一定の条件変更を行う場合、これらを実施するための条件(たとえば、資金繰りに関する情報提供義務の追加、将来的な制度融資その他の公的支援の利用等)についても検討が必要となります。適切な条件設定とモニタリングは、貸付人と借入人が連携してこの難局を乗り切るための一要素となり得ますが、厳し過ぎる条件を課すことにより柔軟かつ迅速な支援を阻害することとなりかねないため、バランスも必要と考えられます。

融資がシンジケートローンの形態をとる場合、必要なプロセスについても留意する必要があります。シンジケートローンの契約書においては、ウェーバー・条件変更を行うための意思結集手続が規定されることが一般的です。また、条件変更の内容に応じて、ウェーバー・条件変更に必要な要件(すべての貸付人の同意が必要か、それとも一定割合のポジションを有する「多数貸付人」の同意で足りるか)が定められることも珍しくありません。そのため、対象となるウェーバー・条件変更の具体的な内容だけでなく、どのようなプロセスを要するかも検討事項となります。

お知らせ

- 当事務所が監修した、全国銀行協会の「LIBORの恒久的公表停止に係る相対貸出のフォールバック条項の参考例(サンプル)」及びその解説が3月31日に公表されました。詳細は[こちら](#)(全国銀行協会のウェブサイト)をご参照ください。

セミナー情報

- セミナー 『民法改正が金融取引実務に与える影響～取引類型別の注意点と契約条項の注意点～』
開催日時 2020年6月25日(木) 13:30~16:30
講師 末廣 裕亮
主催 FNコミュニケーションズ
- セミナー 『洋上風力発電プロジェクトの最新実務～入札戦略、送電系統、契約交渉、ファイナンスの横断的見地から～』
開催日時 2020年6月10日(水) 13:30~16:30
講師 村上 祐亮、市村 拓斗
主催 金融財務研究会

¹⁹ ただし、金融庁からは「事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないよう配慮願いたい」という要請(2020年3月6日)もなされており留意が必要です。

BANKING/STRUCTURED FINANCE BULLETIN

- セミナー 『洋上風力発電プロジェクトの最前線の実務～最新の規制動向を踏まえた入札対応と実例に基づく事業開発・ファイナンスのノウハウ～』
開催日時 2020年5月20日(水) 13:30～16:30
講師 村上 祐亮、市村 拓斗
主催 FN コミュニケーションズ

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を含め、セミナーに関する情報については、主催者のウェブサイト等をご確認ください。

文献情報

- 論文 「Japan - Law and Practice」
掲載誌 Chambers Global Practice Guide - Real Estate 2020
<https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/real-estate-2020/japan>
著者 小澤 絵里子、石川 直樹、青山 大樹、蓮本 哲
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Project Finance 2020 - Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Project Finance 2020 Ninth Edition
著者 村上 祐亮、白川 佳

NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集 (5月12日更新)**
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。
- **新型コロナウイルス感染症への対応について (5月11日更新)**
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を受け、当事務所では下記の対応を実施いたします。

■在宅勤務について

当事務所の日本国内オフィス（高松オフィスを除く）およびシンガポールオフィスでは、当面の間、原則として在宅勤務態勢をとっております。また、その他のオフィスにおいても、出勤者を減らすなどの対応をとっております。

国内外すべての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続で

BANKING/STRUCTURED FINANCE BULLETIN

きる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX 等につきましては迅速に確認できない場合がございます。予めご了承いただき、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。但し、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。

なお、中止もしくは延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトとその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を申し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式での実施へと移行いたします。

■代表電話へのお問い合わせについて

在宅勤務への移行に伴い、代表電話へのお問い合わせを受けられない状態となります。皆さまにはご不便をおかけいたしますが、当事務所ウェブサイトの[お問い合わせフォーム](#)からご連絡くださいますようお願い申し上げます。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(セミナーに関するお問合せ先)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: mhm_seminar@mhm-global.com

BANKING/STRUCTURED FINANCE BULLETIN

- The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japan にて高い評価を得ました Best Lawyers®(ベスト・ロイヤー)による、The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japan に当事務所の弁護士 120 名が選ばれました。

・Banking and Finance Law: 佐藤 正謙、松井 秀樹、丸茂 彰、小澤 絵里子、小林 卓泰、末岡 晶子、青山 大樹、江平 享、末廣 裕亮

・Derivatives: 佐藤 正謙、小澤 絵里子

・Project Finance and Development Practice: 岡谷 茂樹

・Real Estate Law: 佐藤 正謙、植田 利文、小澤 絵里子、武川 丈士、石川 直樹、青山 大樹、埜 晋

・Structured Finance Law: 佐藤 正謙、諏訪 昇、植田 利文、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 丈士、青山 大樹、蓮本 哲

Lawyers of the Year

・Derivatives: 佐藤 正謙

・Real Estate Law: 小澤 絵里子

- Chambers Global 2020 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2020 で、当事務所は Banking & Finance 及び Capital Markets: Securitisation & Derivatives を含む分野で Band 1 にランキングされ、各分野で当事務所の弁護士が高い評価を得ました。

詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

・Banking and finance

Leading Individual: 佐藤 正謙、小林 卓泰、青山 大樹

・Capital Markets: Securitisation & Derivatives

Leading Individual: 佐藤 正謙、江平 享

- The Legal 500 Asia Pacific 2020 にて高い評価を得ました

The Legal 500 Asia Pacific 2020 にて、当事務所は Banking and finance、Projects and energy 及び Real estate and construction を含む分野で上位グループにランキングされ、各分野で当事務所の弁護士が Leading lawyers に選ばれました。詳細は Legal 500 のウェブサイトに掲載されております。

分野

JAPAN

Tier 1

・Banking and finance

BANKING/STRUCTURED FINANCE BULLETIN

- ・Projects and energy
- ・Real estate and construction

弁護士

JAPAN

Leading lawyers

- ・Banking and finance: 小林 卓泰、佐藤 正謙
- ・Projects and energy: 小林 卓泰
- ・Real estate and construction: 佐藤 正謙、小澤 絵里子

Next generation lawyers

- ・Banking and finance: 末廣 裕亮
- ・Projects and energy: 末廣 裕亮、村上 祐亮

➤ 高松オフィス業務開始のお知らせ

高松オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2020年4月1日より、正式に業務を開始いたしました。

高松オフィスには、M&A・組織再編、一般会社法務、訴訟・紛争案件、事業承継を含む税務案件等において豊富な経験を有する小山 浩 弁護士に加え、加藤 裕之 弁護士及び鷹尾 征哉 弁護士が所属し、案件に応じて東京オフィス等の弁護士とも共同して、M&A、国際業務、訴訟・紛争、税務、労働法、事業再生・倒産、ファイナンス、危機管理等の幅広い分野のリーガル・ニーズにお応えしてまいります。さらに、クロスボーダーのM&Aやアジア業務等につきましては、国内拠点のみならず、北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミンオフィス及びジャカルタデスクを含めた当事務所の各海外拠点と連携をとりながら、四国・中国地区のクライアントの皆様にご充実した最先端のリーガル・サービスを提供してまいります。

令和2年4月

(本件に関するお問合せ先)

森・濱田松本法律事務所

E-mail: mhm_info@mhm-global.com

➤ パートナー及びカウンセラー就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の11名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

佐伯 優仁、小山 浩、浅井 大輔、川端 健太、高宮 雄介、邊 英基、宮田 俊、新井 朗

BANKING/STRUCTURED FINANCE BULLETIN

司、市村 拓斗、辰野 嘉則、石田 幹人

また、同日付で12名の弁護士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

濱 史子、樋本 義和、臼井 慶宜、梅本 麻衣、田尻 佳菜子、佐藤 典仁、白川 剛士、
中島 悠助、篠原 孝典、湯川 昌紀、間所 光洋、李 珉

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しく願いたします。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
www.mhmjapan.com